

## 敦賀地区発災時の機構対策本部体制の見直しについて(案)

### 1. はじめに

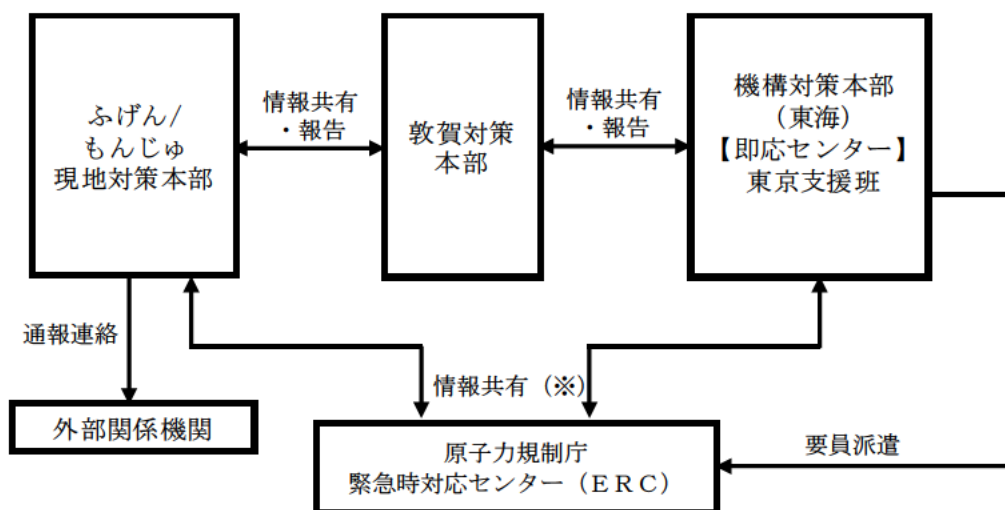
平成 30 年度 4 月に「ふげん」及び「もんじゅ」の廃止措置を一元的に進めていくための本部組織として敦賀廃止措置実証本部が設置され、敦賀地区の業務を統括的に実施していくこととなった。そこで、平成 30 年度及び令和元年度の「ふげん」及び「もんじゅ」の防災訓練において、原災法上要求される原子力施設事態即応センター(以下、「即応センター」という。)の機能を含む機構対策本部を機構本部(東海)から敦賀本部に移し、対応可能であることを確認した。この結果を踏まえ、以下のとおり、東海本部と敦賀本部を一体化して機構対策本部とするよう原子力事業者防災業務計画を変更する。

### 2. 機構対策本部体制の見直し案

東海本部と敦賀本部を一体化して機構対策本部とするメリットは、以下の通りである。

- ・東海本部より、敦賀本部の方が「ふげん」及び「もんじゅ」についての知識のある要員が多いので、ERC へのより適切な説明が可能である。
- ・ERC からの質問に対して、現地対策本部を煩わせることなく回答が可能である。それにより、現地対策本部での ERC 対応が不要となり、現地対策本部は現場への対応に集中できる。

これらのメリットを生かすため、現状の図 1 の体制を図 2 の体制とし、敦賀地区発災時には、機構対策本部の ERC 対応を敦賀本部が担うこととする。機構対策本部及び敦賀対策本部のその他の機能については、現状のままとする。



※:統合原子力防災ネットワークシステム接続

図 1 現行の体制

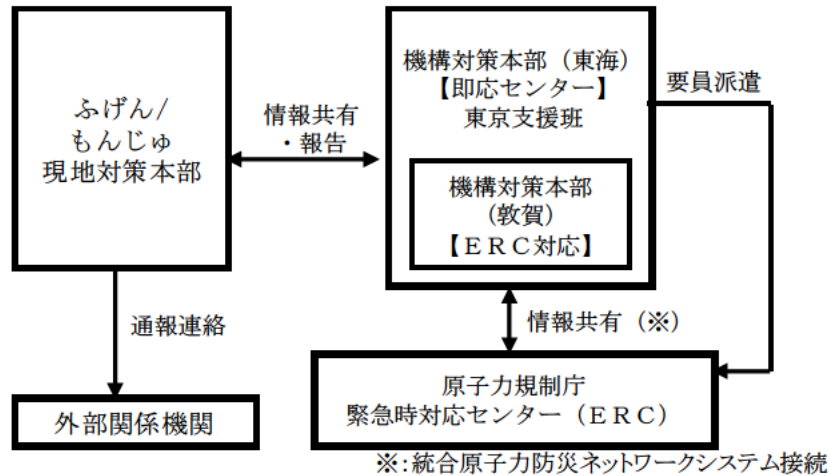


図2 見直した体制

### 3. 対策本部の具備すべき機能と対応状況

見直した体制は、即応センターが具備すべき以下の機能を満足している。

(1) 原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行う。

- ・ 機構対策本部(東海)は、理事長を本部長とする体制となっており、重要な事項に係る意思決定が行える。また、その代理者も定められており、理事長不在の場合でも対応が可能である。

(2) 原子力施設事態即応センターの設置場所について定められていること。

- ・ 機構対策本部(東海)はふげん、もんじゅから十分離れているため、放射線防護について考慮する必要はない。
- ・ 機構対策本部(敦賀)は、放射線防護の設備を有していない。そこで、放射性物質が放出される事態となった場合は、機構対策本部(敦賀)で担っている ERC 対応を機構対策本部(東海)に移し、機構対策本部としての機能を維持する。

(3) 原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うため必要な広さを有していること。

- ・ 機構対策本部(東海)は、面積が約 310m<sup>2</sup>あり、原子力事業所災害対策を行うため必要な広さを有している。
- ・ 機構対策本部(敦賀)は、これまでに「ふげん」及び「もんじゅ」における総合防災訓練において ERC 対応を行った結果、大きな問題点はない。

(4) 原子力防災要員等及び関係要員が必要な期間にわたり、原子力事業所災害対策を行うために必要な食料及び飲用水の備蓄について定められていること。

- ・ 機構対策本部(東海)、機構対策本部(敦賀)共に 7 日分の食糧・飲料水が備蓄されている。

(5) 原子力災害対策関連機関、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡を行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

- ・ 機構対策本部(東海)、機構対策本部(敦賀)共に、非常用の通信機器として、衛星電話やファクシミリを備えており、数量、保管場所、点検頻度について定められてい

る。

(6)原子力施設事態即応センターに備え付ける非常用通信機器、テレビ会議システム等の設備について、整備及び運用が定められていること。

- ・統合原子力防災ネットワークの IP 電話及び IP-FAX の設置台数、設置箇所、点検頻度等の維持管理について定められている。
- ・統合原子力防災ネットワークのテレビ会議システムについては、定期的な接続訓練を含む維持管理について明確にされている。

#### 4. スケジュール案

機構対策本部機能の見直しは、令和2年度の防災業務計画の見直しに併せて実施する。

以上